会　　則

調布市立第五中学校ＰＴＡ

調布市立第五中学校ＰＴＡ

調布市立第五中学校ＰＴＡ会則

総　　則

第 一 章　名称及び目的

第 1 条　本会は調布市立第五中学校ＰＴＡと称する。
　1　本会は昭和４４年８月２日に設立。
　2　本会は略称を五中ＰＴＡとする。

第 2 条　本会は事務所を所在地：〒182-0035　東京都調布市上石原３－２７－１（調布市立第五中学校内）に置く。

第 3 条　本会は教職員と保護者との関係を緊密にし、地区における教育環境を整え、生徒の心身の健全な発達と幸福をはかることを目的とする。

第 二 章　事　　業

第 4 条　本会の目的に必要な活動を行う。
　1　生徒の福祉向上に必要な諸活動を行う。
　2　会員の親睦と教養の向上に努める。
　3　本会の目的達成のための諸活動を行う。

第 三 章　方　　針

第 5 条　本会は教育を本旨とする民主団体として、生徒の教育並びに福祉のため次の方針に従い活動するものとする。
　1　目的を同じくする他の社会的団体や機関と協力する。
　2　特定の政党、宗教にかたよることなく営利を目的とした活動を行わない。
　3　学校の人事及び管理運営事項に干渉しない。

第 四 章　会　　員

第 6 条　本会の会員は学校に在籍する生徒の保護者、又はこれに代わる者、及び学校に勤務する教職員とで構成する。

第 五 章　役員及び会計監査委員

第 7 条　本会に次の役員及び会計監査委員を置く。
　1　会長一名、副会長三名（内一名は副校長）、会計三名（内一名は教職員）、書記三名（内一名は教職員）
　2　会計監査委員三名（内一名は教職員）

第 8 条　役員及び会計監査委員の任期は一ヶ年とする。但し、再任を妨げない。役員及び会計監査委員に欠員が生じた場合は、役員及び会計監査委員で協議の上、補充することができる。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条　役員及び会計監査委員は会員の推薦によって選出し総会で承認する。但し、推薦対象者は前年度に引き続きの会員とする。また、推薦委員は対象者にならない。

第 10 条　役員及び会計監査委員は本会の他の役員、会計監査委員及び委員との兼務を認めない。

第 11 条　会長は本会を代表して会務を統括し、総会及び役員会・運営委員会を招集する。

第 12 条　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第 13 条　会計は本会の会計全般の事務にあたり、会計監査を経て総会に於いて会計報告をする。

第 14 条　書記は本会の活動に関する主要事項を記録し、会務に関係ある諸種の資料を整理保管する。

第 15 条　会計監査委員は本会の会計事務を監査し、総会に於いて会計監査報告をし承認を得る。

第六章　委員会

第 16 条　本会に次の委員会を置く。
1　一学年委員会、構成は各学級より選出された二名の委員と担当教職員。
2　二学年委員会、構成は各学級より選出された二名の委員と担当教職員。
3　三学年委員会、構成は各学級より選出された二名の委員と担当教職員。
4　広報委員会、校外委員会、構成は各学級より選出された一名の委員と担当教職員。
5　特別委員会、構成は総会及び運営委員会で必要と認められた人員とする。
6　推薦委員会、構成は第一学年及び第二学年の各学級より選出された一名の委員と副校長。

第 17 条　第 16 条 で定められた各委員会は、委員長一名、副委員長一名、会計一名、書記一名を置き会員相互の交流をはかり、第二章第４条に準拠した活動を細則に準じて行う。

第 18 条　特別委員会は総会又は運営委員会に於いて必要と認められたときに設置することができる。

第 19 条　委員会に於いて立案された会則第二章第４条に関する新規案件については、運営委員会において、承認あるいは報告をしなければならない。

第七章　会　　議

第 20 条　定期総会は年度始めに一回とし、会長が招集して次の事項を行う。
1　前年度の事業報告及び決算報告の承認。
2　新年度の事業計画及び予算の議決。
3　役員及び会計監査委員の承認。
4　会則の改廃に関する事項の議決。
5　その他重要事項の審議及び議決。

第 21 条　臨時総会は、次の場合に招集する事ができる。
1　会長が必要と認めた時。
2　運営委員会が必要と認めた時。
3　会員の二分の一以上から会議の目的及び理由を明示の上で招集請求があった時。

第 22 条　総会は会員の二分の一の出席（委任状を含む）によって成立し、議決は出席者の過半数の同意によるものとする。

第 23 条　運営委員会は役員及び各委員会（推薦委員会を除く）の正副委員長並びに教職員一名をもって構成され、会長の招集によって次の事項を行う。但し推薦委員会は必要に応じて会議に出席し意見を述べることができる。
1　会則第二章第４条施行に関する事。
2　その他、本会の運営並びに会務の施行に関する事。
3　会則の改廃に関わる案件を除き、緊急を要する案件については運営委員会の議決をもって施行することができる。但し、速やかに全会員に広報したうえで総会にて報告をする。
4　会長は過半数の運営委員が運営委員会を必要と認め請求した時は、運営委員会を招集しなければならない。
5　議決前の案件については、むやみに口外してはならない。

第 24 条　役員会は、役員によって構成され次の事項を行う。
1　会則第二章第４条施行全般に関する協議及び調整。
2　総会の開催。
3　運営委員会の開催。
4　議決前の案件については、むやみに口外してはならない。但し、歴代ＰＴＡ会長に相談することはできるものとする。

第 25 条　学校長あるいはこれに代わる学校管理職員は会議に出席し意見を述べることができる。

第八章　経　　費

第 26 条　本会の経費は次の収入をもってこれに充てる。
　　1　会費
　　2　その他の収入
第 27 条　本会の会員は会の経費に充てるため会費を負担しなければならない。
第 28 条　前条の規定による会費は一家庭につき年額二千円とする。
　　但し、期中転入の場合は八月、三月を除き月額二百円とする。

第 29 条　前条規定の会費は天災、その他不可抗力による被害者に対しては、申請のある場合は運営委員会の議決により減免する事ができる。その他の事情についての申請のある場合は学校長と役員会の協議により減免することができる。
第 30 条　既納会費は、本会解散の場合の他返還しないものとする。

第九章　会　　計

第 31 条　本会の会計は、当該年度の四月一日から三月三十一日とする。
第 32 条　本会の会計は第七章 20 条２に基づき履行する。
第 33 条　本会の資産(特別会計含む)は、ＰＴＡ本部会計が保管する。特別会計は、出金に関しては総会で承認を取らなければならない。

第十章　慶 弔 費

第 34 条　範囲及び金額は次の通りとする。
　　1　結婚　　会員教職員（申告者のみ。別紙申請書提出）
　　2　出産　　会員教職員（申告者のみ。配偶者出産含む。別紙申告書提出）
　　3　死亡　　会員・生徒
　　4　１から３の金額は伍千円とする。
　　5　災害見舞金　会員の災害の程度により伍千円を限度とする。
第 35 条　前述５及び前述以外（生徒の部活動等の応援に関わる費用など）は、運営委員会あるいは役員会に一任するものとする。

第十一章　同 好 会

第 36 条　同好会は保護者有志の希望によって結成し自主的に活動することができる。但し、その結成及び存続については、運営委員会へ報告し承認を得なければならない。
第 37 条　運営委員会で承認された同好会には、活動費を支給する。但し、
　　① 年度始めに名簿を提出し会員が一名以上在籍していること。
　　② 年度初めに活動計画が提出できること。

　　体育館を使用する団体は市へ名簿を提出しなければならない。提出した団体は、名簿の複写を速やかに会長に提出しなければならない。
第 38 条　前条による金額は伍千円を上限とし、当該年度の運営委員会に一任する。
第 39 条　同好会は、会員の在籍の有無に関わらず年度末に年間の活動状況（成績含む）を報告する義務を負う。
第 40 条　第 36 条から第 39 条に該当しない事項は必要に応じて、運営委員会あるいは役員会にて協議のうえ決定する。但し、総会で報告しなければならない。

第 十二 章　総則の改版

第 41 条　　本総則は総会の承認をもって変更することができる。

第 十三 章　附　　則

本会は昭和四十四年八月二日設立。
本会則は昭和四十九年三月四日から実施する。
本会則は昭和五十七年四月一日から施行する。
本会則は昭和六十三年五月七日から施行する。
本会則は平成三年五月十一日から施行する。
本会則は平成六年五月二十一日から施行する。
本会則は平成十年四月一日から施行する。
本会則は平成二十六年五月十日から施行する
本会則は平成二十七年五月九日から施行する。
本会則は平成二十八年五月七日から施行する。
本会則は平成二十九年五月十三日から施行する。
本会則は平成三十年四月二十五日から施行する。
本会則は令和二年五月九日から施行する。

細　　則

第一章　一学年委員会

第１条　各学級より二名を選出する。役員、会計監査、委員の兼務は認めない。

第２条　委員長、副委員長、会計、書記を定め会務を履行する。また、委員長、副委員長は運営委員として運営委員会に出席しなければならない。

第３条　委員は各学級の意見をまとめ委員会へ報告する。また、委員会で得た情報を速やかに学級会員に伝達する。必要に応じてお便りを作成し配付する。但し、ＰＴＡ会長の校正を受けなければならない。

第４条　学校行事、ＰＴＡ活動に対し積極的に参加協力する。また、各学級会員に積極的な参加協力を促すように努め、以下の会務を履行する。

1　各学級の親睦をはかる。

2　学校の要請により当該年度生の修学旅行業者選定の際に協力をする。

3　総則第二章第４条に基づき随時検討を重ねる。変更が必要な時は運営委員会で承認を得なければならない。

第二章　二学年委員会

第５条　各学級より二名を選出する。役員、会計監査、委員の兼務は認めない。また本人の申し出により既に当該生徒の学年に於いて役員、会計監査、委員を経験済みの場合は対象者から外すことができる。

第６条　委員長、副委員長、会計、書記を定め会務を履行する。また、委員長、副委員長は運営委員として運営委員会に出席しなければならない。

第７条　委員は各学級の意見をまとめ委員会へ報告する。また、委員会で得た情報を速やかに学級会員に伝達する。必要に応じてお便りを作成し配付する。但し、ＰＴＡ会長の校正を受けなければならない。

第８条　学校行事、ＰＴＡ活動に対し積極的に参加協力する。また、各学級会員に積極的な参加協力を促すように努め、以下の会務を履行する。

1　各学級の親睦をはかる。

2　総則第二章第４条に基づき随時検討を重ねる。変更が必要な時は運営委員会で承認を得なければならない。

第三章　三学年委員会

第９条　各学級より二名を選出する。役員、会計監査、委員の兼務は認めない。また、本人の申し出により既に当該生徒の学年に於いて役員、会計監査、委員を経験済みの場合は対象者から外すことができる。

第10条　委員長、副委員長、会計、書記を定め会務を履行する。また、委員長、副委員長は運営委員として運営委員会に出席しなければならない。

第11条　委員は各学級の意見をまとめ委員会へ報告する。また委員会で得た情報を速やかに学級会員に伝達する。必要に応じてお便りを作成し配付する。但し、ＰＴＡ会長の校正を受けなければならない。

第12条　学校行事、ＰＴＡ活動に対し積極的に参加協力する。また、各学級会員に積極的な参加協力を促すように努め、以下の会務を履行する。

1　各学級の親睦をはかる。（卒業対策に関することを行う）

2　総則第二章第４条に基づき随時検討を重ねる。変更が必要な時は運営委員会で承認を得なければならない。

第四章　広報委員会

第 13 条　各学級より一名を選出する。役員、会計監査、委員の兼務は認めない。また、本人の申し出により既に当該生徒の学年に於いて役員、会計監査、委員を経験済みの場合は対象者から外すことができる。

第 14 条　委員長、副委員長、会計、書記を定め会務を履行する。また、委員長、副委員長は運営委員として運営委員会に出席しなければならない。

第 15 条　学校行事、ＰＴＡ活動に対し積極的に参加協力する。また、各学級会員に積極的な参加協力を促すように努め、以下の会務を履行する。

1　広報誌を発行する。

2　その他ＰＴＡ活動に関する広報活動を行う。（各委員会や運営委員会からの依頼時など）

3　総則第二章第４条に基づき随時検討を重ねる。変更が必要な時は運営委員会で承認を得なければならない。

第五章　校外委員会

第 16 条　各学級より一名を選出する。役員、会計監査、委員の兼務は認めない。また、本人の申し出により既に当該生徒の学年に於いて役員、会計監査、委員を経験済みの場合は対象者から外すことができる。

第 17 条　委員長、副委員長、会計、書記を定め会務を履行する。また、委員長、副委員長は運営委員として運営委員会に出席しなければならない。

第 18 条　総則第二章第４条に基づき随時検討を重ねる。変更が必要な時は運営委員会で承認を得なければならない。

第六章　特別委員会

第 19 条　総会又は運営委員会で必要とされた人員をもって構成される。また、本人の申し出により既に当該生徒の学年に於いて役員、会計監査、委員を経験済みの場合は対象者から外すことができる。

第 20 条　委員長、副委員長、会計、書記を定め会務を履行する。また、委員長、副委員長は運営委員として運営委員会に出席しなければならない。

第 21 条　委員は各学級の意見をまとめ委員会へ報告する。また、委員会で得た情報を速やかに学級会員に伝達する。必要に応じてお便りを作成し配付する。但し、ＰＴＡ会長の校正を受けなければならない。

第 22 条　学校行事、ＰＴＡ活動に対し積極的に参加協力する。また、各学級会員に積極的な参加協力を促すように努め、総会又は運営委員会で定められた会務を履行する。

1　第二章第４条に基づき随時検討を重ねる。変更が必要な時は運営委員会で承認を得なければならない。

第七章　推薦委員会

第 23 条　第一学年及び第二学年の各学級より一名を選出する。
役員、会計監査、委員の兼務は認めない。また、本人の申し出により既に当該生徒の学年に於いて役員、会計監査、委員を経験済みの場合は対象者から外すことができる。

第 24 条　委員長、副委員長、会計、書記を定め会務を履行する。また、必要に応じて運営委員会に出席し意見を述べることができる。

第 25 条　役員及び会計監査委員の推薦に関することを行う。

1　全教職員会員よりの推薦をもって教職員の役員及び会計監査委員の推薦者を決定する。

2　全保護者（又はこれに代わる者）会員よりの推薦をもって会長一名、副会長二名、会計二名、書記二名、会計監査委員二名の推薦者を決定し総会で承認を得なければならない

3　必要に応じて、互選会を招集することができる。

4　決定した推薦者より推薦承諾書を申し受ける。

5　第二章第４条に基づき随時検討を重ねる。変更が必要な時は運営委員会で承認を得なければならない。

第八章　細則の改版

第 26 条　本細則は、運営委員会の承認をもって変更することができる。但し、速やかに会員に伝達し総会で報告しなければならない。

第九章　附　　則

本細則は平成二十八年五月七日から実施する。
本細則は平成二十九年五月十三日から実施する。
本細則は平成三十年四月二十五日から実施する。
本会則は平成三十年四月二十五日から施行する。